

第1条 (名称)

本会は、バーチャルハリウッド協議会（英文名：Virtual Hollywood® Council、以下本会という）と称する。

第2条 (目的)

本会は、組織における新しい働き方・活動を支援する企業内プログラム(Virtual Hollywood®等)の展開を中心とした、日本発世界向け経営モデルの構築と実践を行い、そのモデルを広く社会に提言していくことを主眼とし、事業者・団体などが、調査・研究・情報提供などの事業を行うと共に、その普及・啓発活動を通じて健全な社会資本の形成に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 第2条に掲げる目的に沿ったプログラムの普及・啓発活動
- (2) 第2条に掲げる目的に沿ったプログラムに関するメソッドの開発
- (3) 各種会員相互の交流活動
- (4) セミナーや研究会の開催
- (5) データベースによる情報提供
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員及び入会)

本会の会員は、会の目的に賛同する事業者・団体とする。入会を希望するものは、所定の入会申込書を本会に提出しなければならない。幹事会は受理した入会申込書を審議し、入会の可否を決定する。入会の申し込みに際しては幹事会社一社以上の推薦、ないしは当会の目的・主旨に賛同するが明記された書面の提出を必要とする。

第5条 (会員の種類)

本会の会員を次の3種類とする。

- (1) 幹事会員
幹事会員は、本会の幹事会を運営する。また、各種分科会への参加ができるほか、事業成果及び関連情報の優先的利用、その他の便宜を受けることができる。
- (2) 正会員
正会員は各種分科会への参加ができるほか、事業成果及び関連情報の優先的利用、その他の便宜を受けることができる。
- (3) 特別会員
上記会員のほか、本会に必要であると認める場合に、会長ないしは第14条に定める幹事会の権限において、別途会員資格を与えることができる。その際の待遇については、都度定めることとする。

第6条（退会）

本会を退会しようとするときは、事前に書面をもって幹事会に届けなければならない。

なお、法人または団体が解散または破産したとき、あるいは会費の納入を怠り3ヶ月以上滞納場合には退会したものとみなす。ただし、第5条に定める特別会員についてはこの限りではない。

第7条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会において過半数の同意を得て、幹事会は会員を除名することができる。

- (1) 本会の諸規定に違反した時
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。

第8条（年会費）

会員は本会の運営及び事業に要する費用として、各会計年度の最初の月にまたは入会時に次のとおり年会費を納入する。

- (1) 年会費

幹事会員 5万円/社・団体

正会員 5万円/社・団体

- (2) 会費の取り扱い

会費は会計年度の途中であっても月割り等はしない。また、納入済みの年会費は、会員の退会、除名の場合においても返還しない。

第9条（役員）

幹事会員から、次のとおり役員を選任する。

会 長 1名

副 会 長 若干名

幹 事 10名(社)程度

監 事 若干名

第10条（役員の内免）

- (1) 幹事会員の代表者は、幹事となり、幹事会を構成する。
- (2) 会長、副会長、及び監事は幹事会の決定により定める。
- (3) 幹事と、会長・副会長との兼任は妨げない。
- (4) 監事とその他の役職については相互に兼ねることができない。
- (5) 幹事会において過半数の同意があった場合には、次の各号の一に該当する役員を解任することができる。

①心身の故障のため業務を執行することができないと認められた時

②業務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められた時

第11条（役員の内務）

- (1) 会長は、本会を代表してその業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行できないときには、その職務を代行する。

(3) 幹事は、会長および副会長を補佐し、監事は、本会の会計収支を監査する。

第12条 (役員任期)

(1) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。

第13条 (役員報酬)

役員は無報酬とする。

第14条 (幹事会)

(1) 幹事会は、幹事をもって構成し、本会の運営に関して必要な事項を決定する。

(2) 幹事会は、毎年1回以上、会長が認めた時期に開催する。

(3) 幹事会は、本会の運営に関する重要事項を決議する。

(4) 幹事会は、定足数を幹事の構成員の過半数とする。

(5) 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(6) 幹事会は、必要に応じてアドバイザリーボードを設置し、アドバイザーを会員外より招聘することができる。アドバイザーは幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第15条 (総会)

(1) 総会は、会長、副会長、監事およびすべての会員で構成する

(2) 総会は、毎年1回以上、会長が認めた時期に開催する。

(3) 総会は、以下の次の事項について議決する。

- ① 規約の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 入会金及び会費の額
- ⑥ その他必要事項

第16条 (議長)

(1) 幹事会の議長は、会長または、幹事会より指名のあった者がこれにあたる。

(2) 総会の議長は、会長または、総会より指名のあった者がこれにあたる。

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会計規定については、別途定める。

第18条 (事務局・運営)

本会はその事務局の所在を慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス・総合政策学部花田光世研究室に置き、運営にあたっては事務局長を置く。事務局長は幹事会員から選出し、幹事会の構成員は共同にて会の運営に全面的に協力する。

第 19 条（事業の成果）

本会の活動により生じた情報やツールなどの成果に関する所有・使用权は、原則として本会に帰属し、本会会員はその資格を有す限りこれらの使用が認められる。

第 20 条（機密情報の保持）

本会の会員は、本会の活動により知り得た会員相互の機密情報に関しては、本会の目的以外で使用してはならないものとし、第三者への開示を禁止する。ただし、相互の了解がある場合には、この限りではない。

第 21 条（個人情報の取り扱い）

本会の会員は、（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める定義による）個人情報について取り扱う場合には、同法の定めに従って当該個人情報を取り扱い、また、本会の目的以外には利用できないものとする。

第 22 条（商標）

Virtual Hollywood[®]は、富士ゼロックス株式会社（本社：東京都港区赤坂二丁目 1 7 番 2 2 号）の登録商標であり、本会会員は、その使用について本会の目的に沿う活動に限り認められる。

第 23 条（補則）

この規約にもとづく本会の運営に必要な事項は、幹事会が別に定める。
この規約の改変・改案については別に定める

附則

この規約は平成 18 年 5 月 16 日より施行する。